

秋田県地域医療構想策定調整会議設置要綱

(目的)

第1条 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として定める構想区域ごとの将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）について検討するため、次の地域医療構想策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 大館・鹿角地域医療構想策定調整会議
- (2) 北秋田地域医療構想策定調整会議
- (3) 能代・山本地域医療構想策定調整会議
- (4) 秋田周辺地域医療構想策定調整会議
- (5) 由利本荘・にかほ地域医療構想策定調整会議
- (6) 大仙・仙北地域医療構想策定調整会議
- (7) 横手地域医療構想策定調整会議
- (8) 湯沢・雄勝地域医療構想策定調整会議

(検討事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関する事項
- (2) その他地域医療構想に関して必要と認められる事項

(組織及び委員の任期)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、秋田県健康福祉部長が委嘱する。

- (1) 市町村及び関係行政機関の職員
- (2) 医療に関する団体の会員
- (3) 医療保険者又は医療保険に関する団体の会員
- (4) 医療、介護等に見識を有する者

2 委員の任期は、地域医療構想が策定されるまでとする。

(座長及び副座長)

第4条 調整会議に座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により決定し、副座長は

委員のうちから座長が指名する。

- 2 座長は会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(運営)

第5条 調整会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて調整会議委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 座長は、調整会議の検討事項について、その内容を取りまとめて秋田県医療審議会に報告するものとする。
- 4 調整会議の公開については、「審議会の会議の公開に関する指針」（平成11年12月3日制定）に基づき実施する。

(報酬及び旅費)

第6条 県は、第3条第2項による委員及び第5条第2項による出席者（以下「委員等」という。）に対し報酬及び旅費を支払うものとする。

- 2 委員等への報酬及び旅費は、県の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年秋田県条例第35号）の例による。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、県の各地域振興局福祉環境部内に置く。ただし、委員の委嘱に関する事務手続きは秋田県健康福祉部医務薬事課が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は座長、事務局及び秋田県健康福祉部医務薬事課が協議のうえ、定める。

附則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。